



会 社 名 株 式 会 社 ソ ケ ッ ツ
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 浦 部 浩 司
(コード番号:3634 東証スタンダード市場、福証本則市場)
問合せ先 コーポレートグループ Group Leader 茂 田 輝 子

2026年5月28日付け「当社係争案件における判決について」にて公表しましたとおり、株式会社シンクパワー（以下シンクパワー社）から提起された訴訟（第一審）の判決におきまして当社の勝訴という内容にて言渡しがありましたが、シンクパワー社が控訴を行い、2026年10月5日に知的財産高等裁判所から控訴状及び控訴理由書の送達を受けましたので、お知らせいたします。

(1) 控訴が提起された年月日： 2026 年 6 月 11 日（控訴状送達日：2026 年 10 月 5 日）
(2) 控訴が提起された裁判所：知的財産高等裁判所

(1) 原審の概要

当社は、2021 年 6 月 30 日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」、2025 年 2 月 19 日付「当社係争案件に対する見解について」および 2025 年 5 月 22 日付「当社に対する訴訟の経過に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、シンクパワー社から、同期歌詞生成システムに関して東京地方裁判所に訴訟を提起されておりました。

本件は、そのうちの東京地方裁判所令和 2 年（ワ）第 32989 号についてのものです。

本件について、2026年5月27日、東京地方裁判所において判決が言い渡されました。判決主文の概要は、以下のとおりです。

- ① シンクパワー社による同期歌詞データの差止めおよび消去に関する請求については、却下。
- ② その余の請求については、棄却。
- 以上のとおり、原審において、シンクパワー社の当社に対する請求はいずれも認められませんでした。

控訴人（シンクパワー社）が、上記の原審判決を不服として、知的財産高等裁判所に対して、控訴を提起したものです。控訴人は、原判決の全部の取消し、同期歌詞データ及びプログラムの使用・開示等の差止め及び消去、プログラムの複製・翻案の差止め並びに金銭及び遅延損害金の支払いを求めています。

(4) 控訴人の概要

商号：株式会社シンクパワー
所在地：神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-3
クイーンズタワーB 6F
代表者の役職・氏名：代表取締役社長 富田 雅和

3. 今後の対応方針

当社といたしましては、東京地方裁判所の原審判決は公正かつ妥当な判断と考えております。引き続き、丁寧に真摯に当社の主張を行ってまいります。

4. 今後の見通し

本控訴提起が当社業績に与える影響はないと判断しています。今後開示すべき事項が発生した場合には、すみやかにお知らせいたします。

以 上